平成２４年（フ）第１４６号
群馬県館林市高根町1000番地の411
債務者　菊池　玲子（旧姓上正路）
1　決定年月日時　平成24年９月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月30日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２４年（フ）第４７９号
神奈川県小田原市井細田594番地
債務者　勝間田シズヱ
1　決定年月日時　平成24年９月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月30日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第２７０号
相模原市中央区氷川町７番15号　ホワイトメゾン202
債務者　小岩紀美子
1　決定年月日時　平成24年９月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月30日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第２８３号
相模原市緑区上九沢214番地　フィールドステージ203
債務者　佐野　陽美（旧姓和田）
1　決定年月日時　平成24年９月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月30日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第３０１号
相模原市緑区大島1436番地12
債務者　野田　浩美
1　決定年月日時　平成24年９月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月30日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第３０６号
相模原市中央区相生１丁目13番21号　三栄荘201号
債務者　草野美恵子
1　決定年月日時　平成24年９月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月30日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第３０７号
神奈川県座間市入谷１丁目3343番地の２　コーポN202号
債務者　内藤　照道
1　決定年月日時　平成24年９月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月30日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第３０８号
相模原市中央区上矢部４丁目７番11号　レオパレスジョイフル202
債務者　小島　梨乃
1　決定年月日時　平成24年９月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月30日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第３１１号
相模原市南区相模台７丁目40番28号田村方
債務者　ジェニングス昌代
1　決定年月日時　平成24年９月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月30日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第４２号
三重県松阪市鎌田町748番地　サニーマンション103号
債務者　濱口　里奈
1　決定年月日時　平成24年９月５日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月30日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２４年（フ）第４７号
三重県松阪市虹が丘町23番地６
債務者　武村さゆり
1　決定年月日時　平成24年９月５日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月30日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２４年（フ）第４４７号
京都府綴喜郡井手町大字多賀小字内垣内13番地の１
債務者　宮川　裕子
1　決定年月日時　平成24年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月30日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第７９７号
京都市中京区三条通東洞院東入菱屋町36番地　プラザコラム207号
債務者　金井こと　金　　英周
1　決定年月日時　平成24年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月30日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第８０９号
京都市北区紫野大徳寺町５番地
債務者　図案乗松こと　乗松　明美
1　決定年月日時　平成24年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月30日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第８６９号
京都市右京区太秦安井柳通町22番地110
債務者　戸田　浩美
1　決定年月日時　平成24年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月30日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第８８１号
京都市左京区修学院南代10番地６
債務者　清水　明美
1　決定年月日時　平成24年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月30日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第５７１号
堺市中区宮園町６番３―201号
債務者　北野三重子
1　決定年月日時　平成24年９月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月30日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第７２４号
大阪府松原市三宅中４丁目12番22号、前住所大阪市平野区長吉出戸８丁目７番16号マンションプライム３―301
債務者　黒川薫こと　黒川　　薫
1　決定年月日時　平成24年９月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月30日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係